

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ：中国赴任期間中に退職した場合の退職金に係る税務

日本企業においては、定年時の再雇用を進める等の動きが進むことにより、中国駐在中に駐在員が退職しても、そのまま中国での勤務を続けることを検討することも増えてきているようです。この場合、居住の状況に応じて所得税の扱いも異なり、税負担にも違いが出てきます。

1. 中国個人所得税法上の居住者と「6年ルール」について

2019年より施行されている中国の個人所得税法により、税務上の居住者の概念が明確化されました。これによると、日本国籍を有する駐在員の場合は、居住期間により、一納税年度中183日以上となる場合は居住者に、183日未満の場合非居住者となります。

そして、居住者のうち中国国内における居住日数が累計で満183日、かつ1回に30日を超える出国のない年数が連続で満6年になるまでは、主管税務機関への届出により、国外源泉所得については中国国内の企業、個人などが支給した部分についてのみ個人所得税を納めることが認められる、いわゆる「6年ルール」と呼ばれています。なお、「連続で満6年」は、2019年（2019年を含む）以降の年度から起算します。これらのステータスと職務により給与所得の課税関係が異なり、下表のようにまとめられます。（財務部税務総局公告2019年34号、35号）

個人所得税の課税関係（一般職務の場合）

| 納税者の区分 | 中国での居住期間 | 中国国内源泉所得 | | 日本国内源泉所得 | |
|--------|-------------|----------|--------|----------|--------|
| | | 中国企業支払 | 日本企業支払 | 中国企業支払 | 日本企業支払 |
| 非居住者 | 90日以下 | 課税 | 非課税 | 非課税 | 非課税 |
| | 91日以上183日未満 | 課税 | 課税 | 非課税 | 非課税 |
| 居住者 | 183日以上6年未満 | 課税 | 課税 | 課税 | 非課税 |
| | 6年以上 | 課税 | 課税 | 課税 | 課税 |

個人所得税の課税関係（高級管理人員*の場合）

| 納税者の区分 | 中国での居住期間 | 中国国内源泉所得 | | 日本国内源泉所得 | |
|--------|-------------|----------|--------|----------|--------|
| | | 中国企業支払 | 日本企業支払 | 中国企業支払 | 日本企業支払 |
| 非居住者 | 90日以下 | 課税 | 非課税 | 課税 | 非課税 |
| | 91日以上183日未満 | 課税 | 課税 | 課税 | 非課税 |
| 居住者 | 183日以上6年未満 | 課税 | 課税 | 課税 | 非課税 |
| | 6年以上 | 課税 | 課税 | 課税 | 課税 |

*高級管理人員は董事、監事、総経理、ディレクター以上等の職務

2. 中国赴任中に退職し退職金を支給した場合の中国での課税関係

中国では会社の定年退職時等に一時金を支給する退職金の慣習はなく、退職所得に対する特別な規定はありません。従って、退職金も給与所得として課税されます。このため、中国居住者が退職し日本本社が退職金を支給した場合、中国での居住期間により次のような課税関係となります。

居住者で中国での居住期間が6年未満の場合：中国国内源泉所得とされる部分が課税されます。

居住者で中国での居住期間が6年以上の場合：日本国内源泉所得を含め、退職金全額が課税されます。

3. 日本居住者が退職し退職金を支給した場合の課税関係

日本に居住している人が勤続20年以上で退職金を受け取った場合、退職所得控除額として、次の計算式により800万円以上の控除を行った金額に1/2を掛けた額を退職所得とすることとなっています。

$$\text{退職所得控除額} = 800 \text{万円} + 70 \text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{年})$$

一方で、日本の非居住者である海外出向者が中国で受け取った退職金のうち、日本国内源泉所得については20.42%の所得税が源泉徴収されることが原則です。ただし、退職所得の選択課税という制度があり、退職金を日本の居住者として受けたものとして申告し、源泉徴収額との差額の還付を受けることができます。

4. 計算例

勤続30年で退職金3,000万円(≒157万元)を受け取る場合の税負担を、中国と日本で比較すると以下の通りです(簡便化のため退職金以外の給与所得はないものとします)。

(1) 中国での計算

$$\text{中国での税額} : (\text{所得金額} - \text{基礎控除額}) \times \text{税率} - \text{速算控除額}$$

$$((1,570,000 - 5,000/\text{月} \times 12 \text{ヶ月}) \times 45\% - 181,920) = 497,580 \text{元} \approx 945 \text{万円}$$

上記のように、支給額の約1/3もの所得税が課税されることとなります。

(2) 日本での計算

$$\text{退職所得額} = 3,000 \text{万円} - (800 \text{万円} + 70 \text{万円} \times (30 \text{年} - 20 \text{年})) = 1,500 \text{万円}$$

$$\text{所得税額} = ((1,500 \text{万円}) \times 33\% - 1,536,000 \text{円}) \times 102.1\% = 3,485,694 \text{円}$$

上記の通り、日本での税額は349万円で、中国の約3分の1になります。

お見逃しなく!

駐在員が中国の居住者として退職金を受け取る場合、その退職金に係る税負担は日本の居住者に比べ大きくなることが想定されます。前述の通り、「6年ルール」については「1回に30日を超える出国」によってこの年数をリセットすることができます。あらかじめ税負担を含め、方針を検討されることをお勧めいたします。

なお、[本ニュースレター2021年5月号](#)でご案内した中国での個人所得税法における外国国籍者に対する住宅手当、子女教育費などの免税手当の経過措置の2021年12月での廃止については、財務部税務総局公告2021年43号により2023年12月31日まで延長されることとなりました。